指導検査基準（特定福祉用具販売事業)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認書類等
第１　基本方針	**１　基本方針** 　指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 平11厚令37第207条	・概況説明 ※定款、寄附行為等 ※運営規程 ・パンフレット等
第２　人員に関する基準	**１　専門相談員の員数** (1) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上となっているか。 (2) 専門相談員は、介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者となっているか。 (3) 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所に	法第74条第1項 平11厚令37第208条第1項 法施行令第3条の2 平11厚令37第208条第2項	・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ※各種免許証及び修了証 ※職員の履歴書 ・雇用契約書

	おいて一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準をみたすことをもって、前項に規定する基準をみたしているものとみなすことができる。 ① 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第266条第1項 ② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第282条第1項 ③ 指定福祉用具貸与事業者 第194条第1項		
	2 管理者 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	平11厚令37第209条	・職員勤務表
第３　設備に関する基準	**1 設備及び備品等** (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、	法第74条第2項 平11厚令37第210条第1項 平11厚令37第210条第2項	※運営規程 ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳

	指定介護予防サービス等基準第 284 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たしているとみなすことができる。		
第４　運営に関する基準	**1　内容及び手続の説明及び同意**	法第74条第2項	
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該販売について利用申込者の同意を得ているか。	平11厚令37第216条 準用（第8条）	※運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。	準用（平11老企25第3の3の(1)）	
	2　提供拒否の禁止 指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具の販売を拒んでいないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	平11厚令37第216条 準用（第9条） 準用(平11老企25第3の3の(2))	・利用申込受付簿
	3　サービス提供困難時の対応 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具を販売することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平11厚令37第216条 準用（第10条）	・サービス提供依頼書 ・連絡に関する記録 ・紹介に関する記録
	4　受給資格等の確認 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具の販売	平11厚令37第216条	※サービス提供票 ・利用者に関する記録

	を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。	準用（第11条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定特定福祉用具を販売するよう努めているか。	平11厚令37第216条 準用（第11条第2項） 法73条第2項	※サービス提供票 ・利用者に関する記録
	5 要介護認定等の申請に係る援助		
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具の販売に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平11厚令37第216条 準用（第12条第1項）	・利用者に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	平11厚令37第216条 準用（第12条第2項）	・利用者に関する記録
	6 心身の状況等の把握		
	指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具の販売に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平11厚令37第216条 準用（第13条）	・利用者に関する記録 （※居宅介護支援経過） （※サービス担当者会議の要点） （※サービス担当者に対する照会（依頼）内容）
	7 居宅介護支援事業者等との連携		
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具の販売	平11厚令37第216条	・情報提供者に関する記録

	に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	準用（第14条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具の販売の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平11厚令37第216条 準用（第14条第2項）	・相談等に関する記録
	8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しているか。	平11厚令37第216条 準用（第16条）	※居宅サービス計画書(1)(2)
	9 居宅サービス計画等の変更の援助 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	平11厚令37第216条 準用（第17条）	※居宅サービス計画書(1)(2) ※サービス提供票、別表 （変更の確認） ・利用者に関する記録
	10 身分を証する書類の携行 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平11厚令37第216条 準用（第18条）	・実態確認（身分証等） ・就業規則 ・業務マニュアル
	(2) 証書等には当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。	準用（平11老企25第3の3の(8)）	・実態確認（身分証等）
	11 サービスの提供の記録 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供している	平11厚令37第211条	※サービス提供票、別表 ※居宅サービス計画書(1)(2) ・業務日誌（サービス提供記録）

	か。		
	12 販売費用の額等の受領		
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第 44 条第 3 項に規定する現に当該指定特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払いを受けているか。	平11厚令37第212条第1項	※サービス提供票、別表 ※領収書控 ※運営規程（利用料その他の費用の確認）
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けているか。	平11厚令37第212条第2項	※サービス提供票、別表 ※領収書控
	ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費		※重要事項説明書 ※運営規程（実施区域の確認）
	イ 特定福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用		※領収証控 ・車両運行日誌
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平11厚令37第212条第3項	・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	13 保険給付の請求のための証明書の交付 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。	平11厚令37第213条	※領収証控 ・パンフレット等
	ア 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称		
	イ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書		
	ウ 領収書		
	エ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要		

	14 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、専門相談員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平11厚令37第216条 準用（第31条）	
	15 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針		・使用説明書
	(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。	平11厚令37第214条 第1項	・相談に関する記録 ・同意に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	平11厚令37第214条 第2項	・点検に関する記録
	(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。	平11厚令37第214条 第3項	・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書
	(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられている場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。	平11厚令37第214条 第4項	
	(5) 居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則	平11厚令37第214条	

	第 71 条第 1 項第 3 号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認しているか。	第5項	
	16 利用者に関する区市町村への通知 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	平11厚令37第216条 準用（第26条）	・区市町村に送付した通知に係る記録
	17 管理者の責務 (1) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	平11厚令37第216条 準用（第52条第1項）	・組織図、組織規程 ※運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該特定指定福祉用具販売事業所の従業者に、基準「第 13 章第 4 節　運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平11厚令37第216条 準用（第52条第2項）	
	18 運営規程 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容	平11厚令37第216条 準用（第200条）	※運営規程 ・指定申請書及び変更届（写）

	③　営業日及び営業時間 ④　指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　その他運営に関する重要事項		
	19 勤務体制の確保等 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。 (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	平11厚令37第216条 準用（第101条）	※就業規則 ※運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）
	20 適切な研修の機会の確保 指定特定福祉用具販売事業者は、専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	平11厚令37第216条 準用（第201条）	・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料
	21 特定福祉用具の取扱種目 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。	平11厚令37第216条 準用（第202条）	・目録等
	22 掲示及び目録の備え付け (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業所の見えやすい場所	平11厚令37第216条 準用（第204条）	・備え付けの目録等

	に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の特定福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。		・就業時の取り決め等の記録
	23 秘密保持等 (1) 指定特定福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	平11厚令37第216条準用（第33条）	・利用者（家族）の同意に関する記録 ・実際に使用された文書等（会議資料等）
	24 広告 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平11厚令37第216条準用（第34条）	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
	25 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を	平11厚令37第216条準用（第35条）	

	供与していないか。		・苦情に関する記録
	26 苦情処理	平11厚令37第216条	
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	準用(第36条第1項)	
	具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	準用(平11老企25第3の3の(23)の①)	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平11厚令37第216条 準用(第36条第2項)	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	準用(平11老企25第3の3の(23)の②)	
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第 23 条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力することとともに、区市町村からの指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平11厚令37第205条 準用(第36条第3項)	
	(5) 指定特定福祉用具販売事業者は、区市町村からの求めが	平11厚令37第216条	

	あった場合には、(4) の改善の内容を区市町村に報告しているか。	準用(第36条第4項)	
	(6) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平11厚令37第216条 準用(第36条第5項)	
	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	平11厚令37第216条 準用(第36条第6項)	
	27 事故発生時の対応		
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平11厚令37第216条 準用(第37条第1項)	・事故に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	平11厚令37第216条 準用(第37条第2項)	・損害賠償に関する記録
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平11厚令37第216条 準用(第37条第3項)	
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	準用(平11老企25 第3の3の(24)の③)	
	28 会計の区分		・ 会計関係書類
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具	平11厚令37第216条 準用(第38条)	

	販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	平13老振18	
	29 記録の整備 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。 ① 基準第211条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ② 基準第26条の規定を準用する区市町村への通知に係る記録 ③ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ④ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平11厚令37第215条第1項 平11厚令37第215条第2項	
第５ 変更の届出等	指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条で定める事項に変更があったとき、又は当該指定特定福祉用具販売事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条	・指定申請書及び変更届（写）